

社会福祉法人 太陽の里

若葉さわやか苑

重要事項説明書

令和6年1月1日現在

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当事業所への入居は、原則として60歳以上で要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇ ◆目次◆ ◇

1	事業者	2
2	事業所	2
3	職員の配置状況	2
4	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5	利用料金と費用が自己負担となるサービスの概要	3
6	利用料金のお支払い方法	5
7	事業所を退居していただく場合	5
8	円滑な退居のための援助	5
9	残置物の引取	5
10	衛生管理	6
11	非常災害対策	6
12	施設利用の留意事項	6
13	緊急時・事故発生時における対応について	7
14	損害賠償について	7
15	重要事項説明同意書	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 太陽の里
(2) 代表者氏名 理事長 中井 大樹
(3) 法人所在地 三重県松阪市若葉町80-5
(4) 電話番号 0598-51-2555 FAX 51-8038
(5) 設立年月 平成9年7月18日

2. 事業所

- (1) 事業所の名称 若葉さわやか苑
(2) 事業所の所在地 三重県松阪市若葉町 77-7
(3) 電話番号 0598 - 50-5200 FAX 50-5225
(4) 管理者 森川 勝也
(5) 当事業所の運営方針 ご入居者が有する能力を伸ばし、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。
(6) 開設年月 平成19年6月1日
(7) 入居定員 50人
(8) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
(9) 建物の延べ床面積 3299.01 m²
(10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則ユニット型の個室部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	50室	ユニット型個室
娯楽室	5室	
浴室	3室	特殊浴槽・一般浴槽・個室浴室
相談室	1室	
食堂	5室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご入居者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1	1名
2. 生活相談員	1	1名
3. 介護職員	2	2名
4. 栄養士	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）1 日 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

（1）食事の提供

- 1.当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- 2.ご入居者の身体の状態または病状のため、常食の提供が出来ない場合、医
師の指示によって介護食を提供いたします。
- 3.ご入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを
原則としています。

食事時間は概ね次の通りとします。

朝 食： 7：30～ 8：30

昼 食： 12：00～ 13：00

おやつ： 15：00～

夕 食： 17：00～ 18：00

（2）入浴の準備

ご入居者が快適に使用できるよう入浴設備を良好に管理し入浴の準備をいた
します。 入浴日 月曜 ～ 土曜 入浴時間 13：00 ～ 15：30

（3）生活相談・助言

当事業所では、常にご入居者の心身の状況、その置かれている環境の的確な
把握を心がけ、ご入居者またはその代理人からの相談に応じるとともに、必要
な助言その他の援助を行います。

5. 利用料金と費用が自己負担となるサービスの概要

- （1）利用料の額については別紙（利用料一覧表）に定める月額利用料に従って、
生活費・事務費・管理費等を合算した額をお支払い頂きます。

- (2) おむつ代：実費（おむつの処理費用は別途ご負担をお願いします。）
持ち込まれたオムツに関しては、処理費として1枚10円かかります。
- (3) 特別な食事：ご入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合には、
要した費用をご負担願います。
- (4) 理髪・美容サービス：月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご
利用いただけます。（利用料金：要した費用の実費）
- (5) 予防接種（インフルエンザ）：年に1回主治医による予防接種を行います。
（利用料金：要した費用の実費）
- (6) 貴重品の管理：ご入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただ
けます。詳細は、以下の通りです。
- 1.管理する金銭の形態：事業所の指定する金融機関に預け入れている預金
 - 2.お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
 - 3.保管管理者：施設管理者
 - 4.出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管
理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを代
行いたします。
 - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者
へ交付します。
 - 5.利用料金：1か月当たり 1,000円（手数料及び保険料の実費程度）
- (7) 預り金の管理
契約時に現金10,000円をお預かりし、日用品費や医療費等の支払
い代行をいたします。但し、臨時に支払の予定があり、ご入居者又は身元
引受人から支払を委託された場合は最高50,000円を限度としてお預
かりすることが出来ます。
- (8) 電気代：居室で使用する電気代、各個別のメーターにて、1ヶ月単位で
請求させていただきます。（別紙参照）
- (9) 水道代：居室で使用する水道代、各個別のメーターにて、1ヶ月単位で
請求させていただきます。（別紙参照）
- (10) 衛生材料費：処置に当たって使用される材料費。
（消毒液、ガーゼ等）
- (11) レクリエーション、クラブ活動に掛かる材料代等の実費。
- (12) ご入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、
複写物を必要とする場合には1枚につき10円の実費をご負担いただき
ます。カラー印刷も同様です。
- (13) 日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご入居者に
負担いただくことが適当であるものにかかる費用

- (14) 介護用品・用具にかかるリース料
- (15) 買物代行代：ご入居者様が希望される買物代として1回200円頂きます。
- (16) 施設駐車場をご利用される場合は、1か月3,000円ご負担頂きます。
- (17) その他ご入居者にご負担頂くのが適当と思われるもの。

6. 利用料金のお支払い方法

前項の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご通知致しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア.下記指定口座への振り込み

三十三銀行 松阪本店営業部 普通預金 2903251

社会福祉法人 太陽の里 ケアハウス若葉さわやか苑 理事 中井 大樹
イ.本人名義(ご家族名義可)の普通預金口座を三十三銀行松阪本店に開設し、ある程度(2か月～6か月分)の残高を維持いただき、口座振替させていただきます。

7. 事業所を退居していただく場合(契約の終了について)

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご入居者に退居していただくことになります。

- (1) 事業者が解散・破産又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (2) 事業所の滅失や重大な毀損^{きそん}により、ご入居者に対するサービス提供が出来なくなった場合
- (3) ご入居者から退居の申し出があった場合
- (4) 他の入居者の生活、又は健康に重大な被害を及ぼす恐れがあると認められる場合
- (5) 利用料その他の費用などの支払いを3か月以上怠った場合
- (6) 提出書類等に虚偽の申告をし、不正に入居した場合

8. 円滑な退所のための援助

ご入居者が当事業所を退所する場合には、ご入居者及び身元引受人等の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をご入居者に対して速やかに行います。

9. 居室内の補修(契約書16条参照)

入居者は、居室内の補修、改善を行う場合は、その費用は入居者が負担する。

1. 施設は前項の補修、改善ができる部分の細目については予め入居者（身元引受人）に通知し施設の承認を得なければならない。
2. 退居時には、居室内のクリーニング代として、別途費用がかかります。

10. 残置物の引取

当事業所は、入居者及び身元引受人に残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご入居者にご負担いただきます。

都合により残置物の引き取りができない場合は、当事業所で処分させていただきますが、処分料として 2,000 円をご負担いただきます。

処分する量が多い場合は、業者を手配し、相当額のご負担をいただきます。

（テレビ等、処分料のかかる電化製品は除きます。）

11. 衛生管理

ご入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、管理を適正に行います。

従業者等は、感染症などに関する知識の習得に努め、事業所において感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講じます。

12. 非常災害対策

入居中に天災その他災害が発生した場合、従業者はご入居者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮を執ります。また非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

13. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、当事業所に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）面会

面会時間 9：30 ～ 16：30

※ 来訪者は、必ず受付で面会票をご記入の上、各階の従業者にお申し出ください。

※ なお、来訪される場合、お酒の持ち込みはご遠慮ください。

（2）お菓子等の差し入れ

差し入れのお菓子等を他の入居者に配ること、またご入居者が自己管理できず摂取し健康を損なうこと等を予防するため、差し入れはできるだけ少量とし、当事業所で管理をさせていただくことを基本とします。ご入居者に直接お渡し

いただく場合でも職員にご連絡ください。なま物は管理上ご遠慮ください。

(3) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

仏壇、家具、その他事業所が不要と認めたもの。(職員に御相談下さい。)

(4) 食事

食事が不要な場合は、規定時までに申し出があった場合には、食費に相当する分については減額されます。

朝食 前日17時30分まで 昼食 当日9時まで

夕食 当日14時30分まで

朝食 : 200円 昼食 : 300円 夕食 : 350円

(5) 施設・設備の使用上の注意

1. 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
2. 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者の自己負担により原状に復元していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
3. ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
4. 当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1 3. 緊急時・事故発生時における対応について

ご入居中にご入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師或いは協力医院に連絡し、適切な処置を講じます。又、ご入居者に事故が発生した場合は、ご家族、身元引受人、県、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1 4. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、ご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

加入保険制度	社会福祉施設総合賠償補償共済制度（あいおいニッセイ同和損害保険）
--------	----------------------------------

若葉さわやか苑 重要事項説明同意書

若葉さわやか苑入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

若葉さわやか苑 説明者職名 _____ 印

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、若葉さわやか苑への入居に同意しました。

(入 居 者)
契 約 者 氏名 _____ 印

署名代理の理由 _____

身元引受人 住所 _____
氏名 _____ 印